

## 知立市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合に必要な事項を定めるとともに、これらの審判により選任された成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に係る費用に対して、知立市が助成を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

## (審判請求の対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として、審判請求を行うことができる。

- (1) 知立市民である者
- (2) 知立市が、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている被保険者
- (3) 知立市が、法令等の規定により援護を行っている者

## (審判請求の判断基準)

第3条 市長は、次に掲げる事項を総合的に考慮して、前条の規定による審判請求を行うものとする。

- (1) 審判請求の対象者（以下「対象者」という。）の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否
- (3) 対象者及び親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な事情

2 市長は、親族等がない場合又は親族等が審判請求を行う見込みのない場合であっても、対象者の3親等及び4親等の親族であって審判請求を行う者の存在が明らかである場合は、審判請求を行わない。

## (審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等に関しては、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所（以下「家庭裁判所」という。）の定めるところによるものとする。

(審判請求に係る費用負担)

第5条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用を負担する。

2 市長は、前項の規定により負担した審判請求に係る費用について、対象者又はその関係人が負担すべき特別な事情があると判断した場合は、市長が負担した審判請求に係る費用の求償権を得るため、家事審判法第7条において準用する非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申出を家庭裁判所に対して行うものとする。

(助成の対象者)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として、対象者に付された後見人等の報酬に係る費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 知立市民である者

(2) 知立市が、介護保険法の規定により保険者となっている被保険者

(3) 知立市が、法令等の規定により援護を行っている者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当しない場合は、同項の規定による助成を行わないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及びこれに準ずる者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 後見人等の報酬に係る費用の全部又は一部について助成を受けなければ、後見人等の制度の利用が困難であると市長が認める者

(助成額の範囲)

第7条 前条第1項の規定による助成の額は、家庭裁判所が審判する後見人等の報酬額とする。ただし、助成の額は、対象者が、社会福祉施設に入所している場合にあっては月額18,000円を、その他の場合にあっては月額28,000円を限度とする。

(後見人等の報告義務)

第8条 第6条第1項の規定による助成を受けている対象者に付された後見人等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければ

ならない。

- (1) 対象者又は後見人等の住所又は氏名の変更があったとき。
- (2) 対象者の資産状況又は生活状況に変化があったとき。
- (3) 対象者が第6条第2項各号に該当しなくなったとき。
- (4) 対象者の死亡等により、後見、保佐及び補助が終了したとき。
- (5) 後見人等が民法（明治31年法律第9号）第847条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 後見人等が辞任することとなったとき又は解任されることとなったとき。

（助成の中止）

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による助成を中止する。

- (1) 第6条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条第2項各号に該当しなくなったとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。